

自宅療養者等の医療支援強化事業の経過 緊急事態宣言解除後の高齢者施設の動向

**東京都医師会
副会長 平川 博之**

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業 各地区医師会における体制構築のイメージ

パターン 1

・地区医師会が24時間対応

パターン 2

・夜間・休日は、曜日等に応じて
都が委託する在宅医療のみを実施
する医療機関等に対応実施

パターン 3

・夜間・休日は、都が委託する在
宅医療のみを実施する医療機関等
で対応

パターン 4

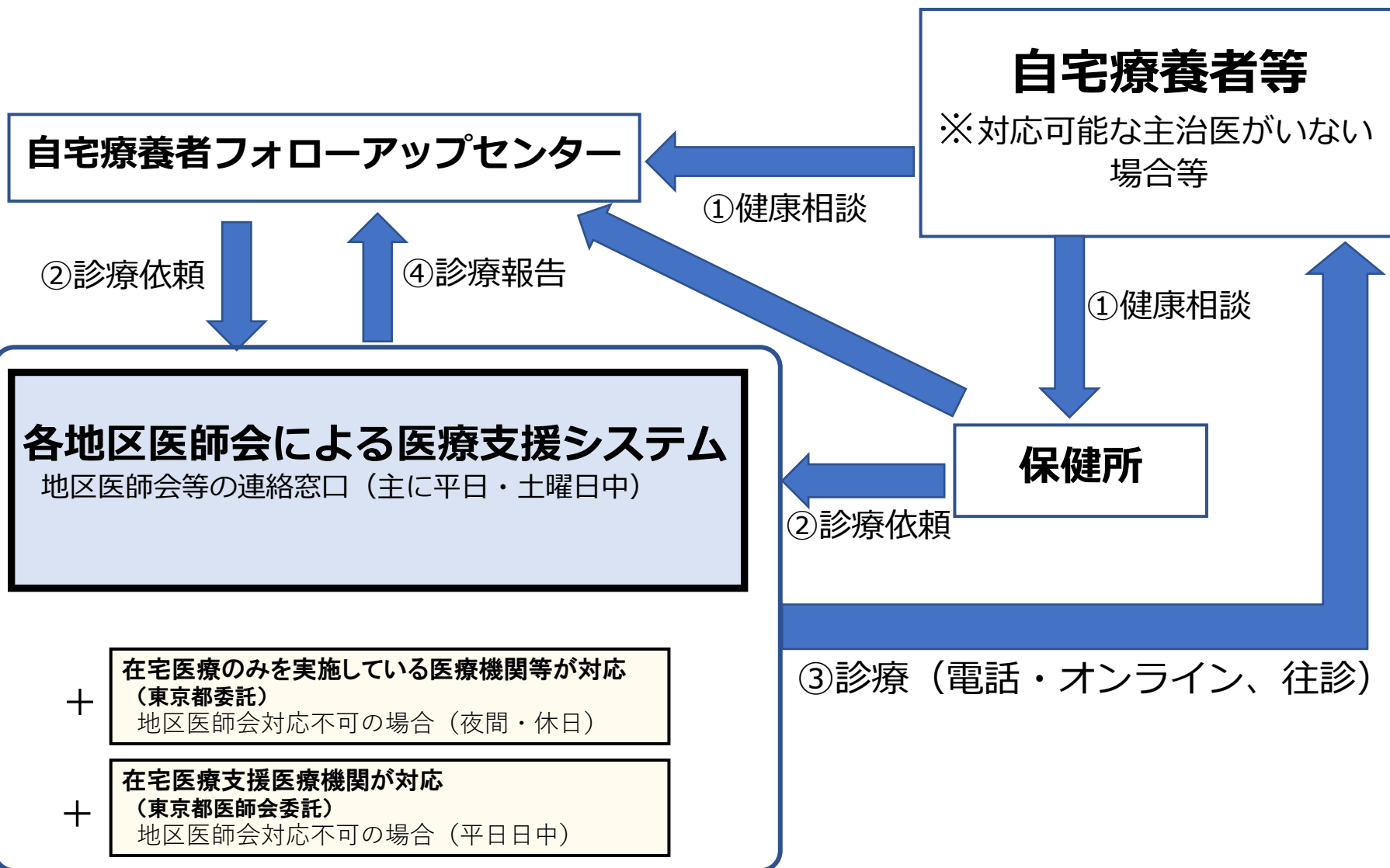
・都医師会がオンライン診療シス
テムを活用し都内全域で対応

	診療（電話・オンライン、往診）	診療（電話・オンライン、往診）	診療（電話・オンライン、往診）	診療（オンライン・電話）
平日日中 土曜日中	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する医療機関等と連携 可）	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する医療機関等と連携 可）	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する医療機関等と連携 可）	都医師会にて対応 （ビデオ通話ルームによる 多対多のオンライン・電話診療）
夜間・休日		都が委託する在宅医療 のみを実施する医療機 関等にて対応	都が委託する在宅医療のみを実施する医 療機関等にて対応	

※都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等が対応する時間 ①月曜から金曜…19時～翌朝6時 ②土曜…18時～翌朝6時 ③日曜・祝日…6時～翌朝6時

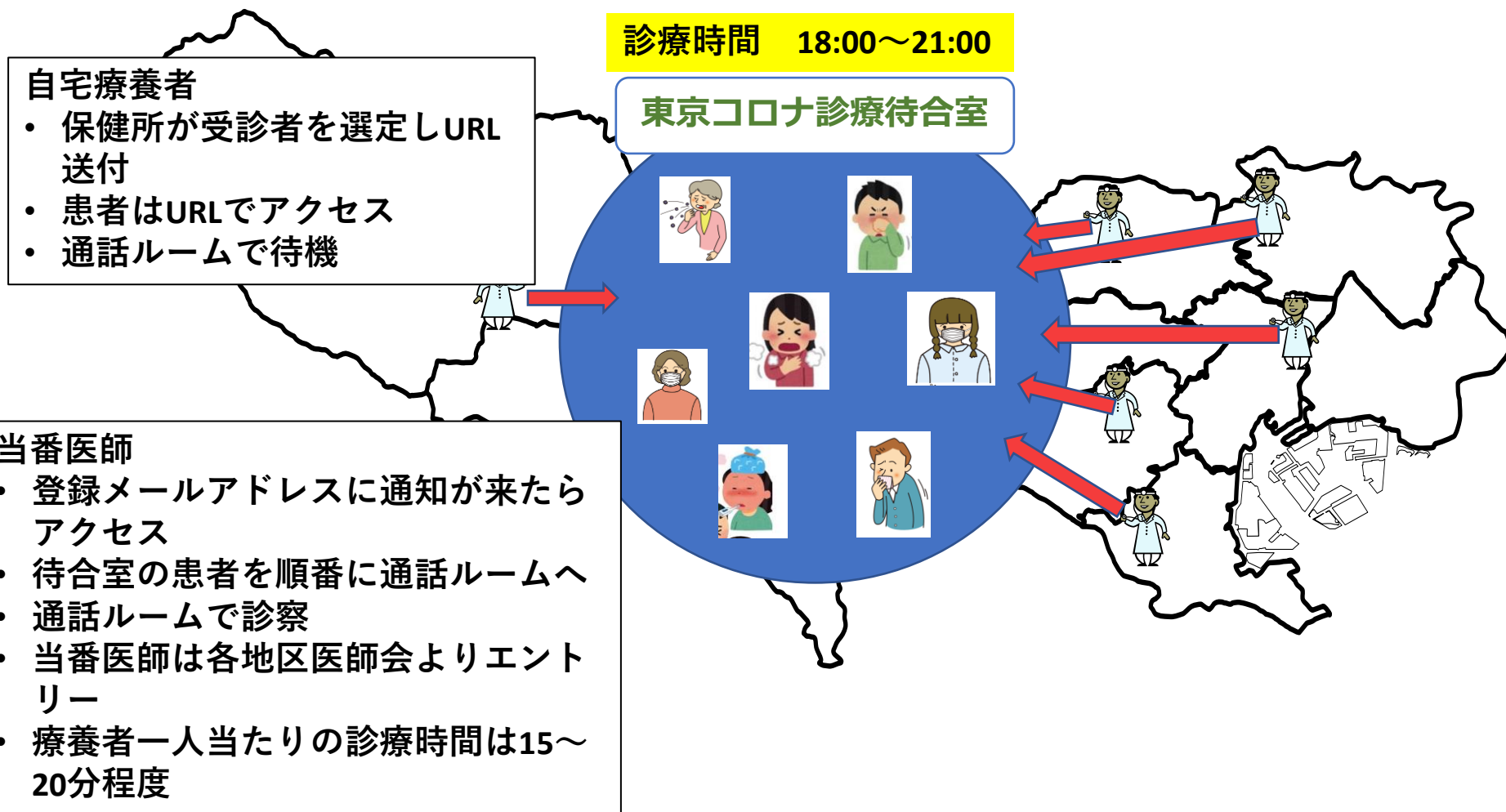
- ①各地区医師会は、パターン1や2のように、地域の実情に応じ、夜間・休日も含め体制整備に取り組む
- ②各地区医師会において、夜間・休日の体制確保が困難な場合、保健所及びフォローアップセンターは、都が確保する夜間・休日において全都的に対応可能な在宅医療のみを実施する医療機関等（連携先候補：株式会社ファストドクター等）を活用する
- ③在宅医療のみを実施する医療機関等との連携については、各地区医師会がそれぞれ独自に地域の医療機関等と連携可（複数の医療機関等との連携も可能）
連携する診療内容や曜日・時間帯等は、柔軟に対応可（例：往診のみ連携、土曜日午後と日曜祝日のみ連携）
- ④感染拡大時に他のパターンに切り替えることも可（例：平常時パターン3⇒感染拡大時パターン2）
- ⑤パターン4として、各地区医師会の協力を得て、オンライン・電話診療が可能な医師が参画し、都全域の自宅療養者を対象としたビデオ通話システム活用による遠隔診療を実施（当面の間、平日18時～21時の時間帯に実施）

新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等に対する医療支援強化事業



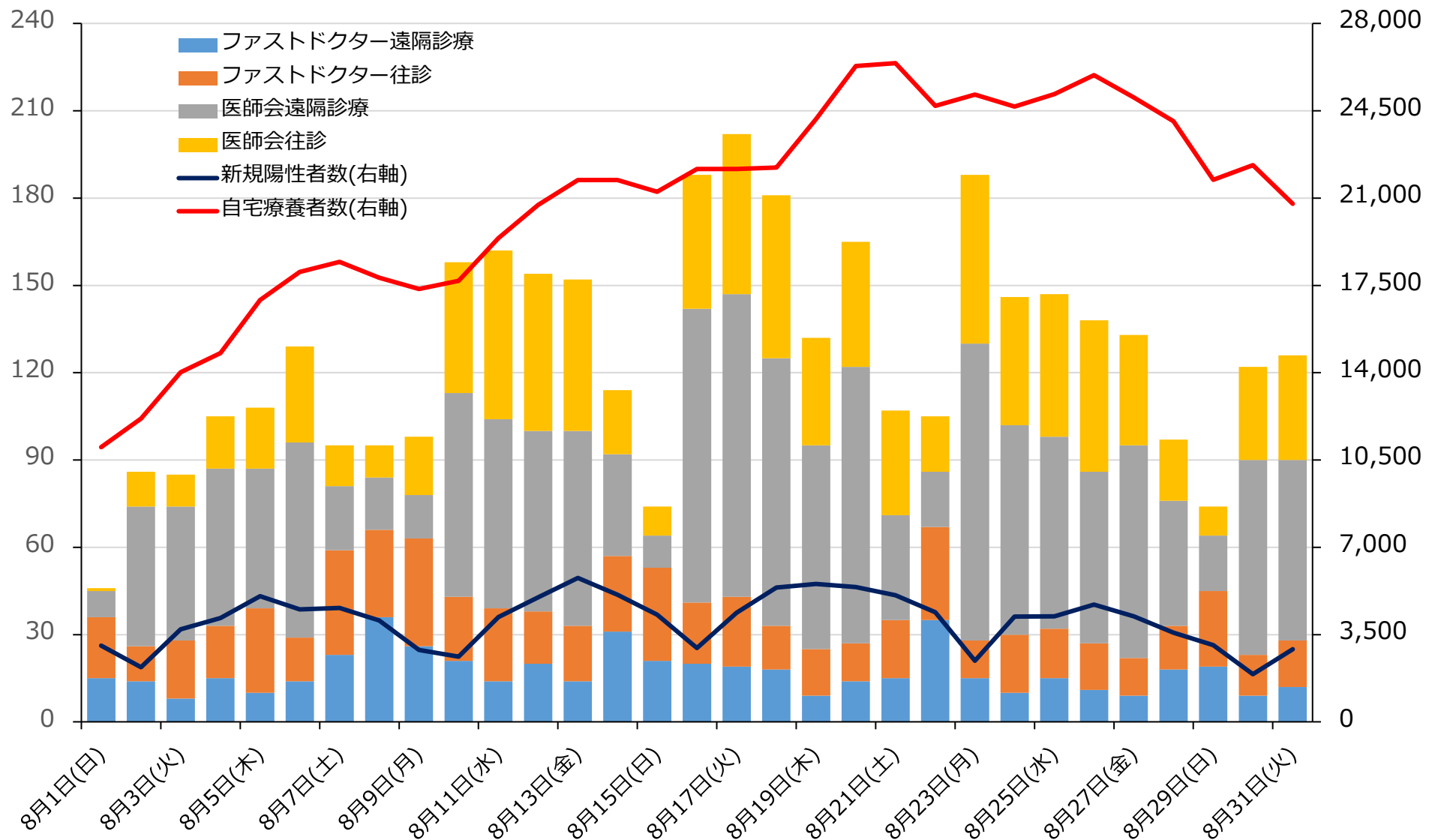
新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業 東京コロナ診療待合室

※MICIN社curon typeCを用いたビデオ通話ルームによる多対多のon-line診療イメージ

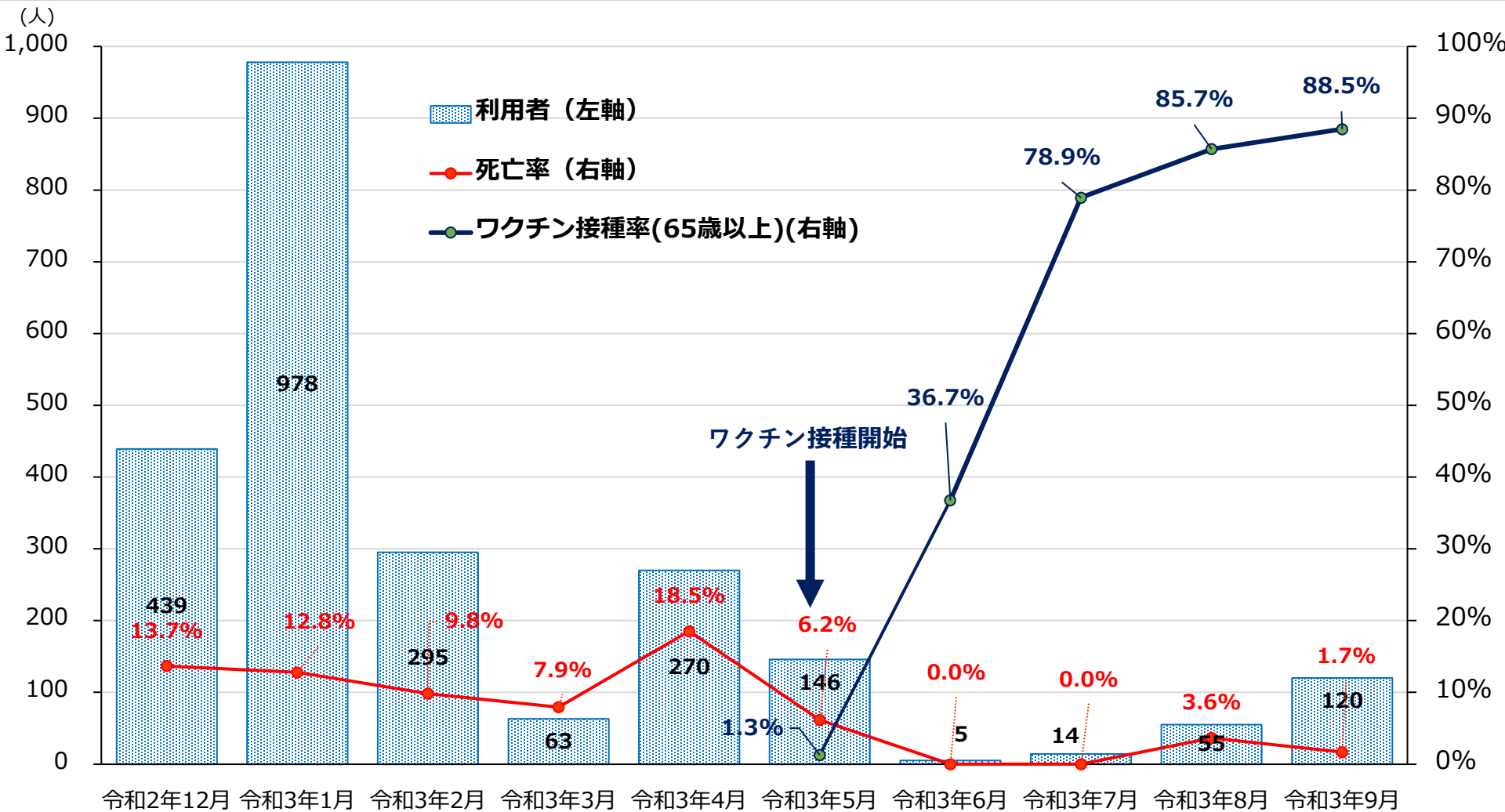


自宅療養者等へ医療支援状況（令和3年8月）

注：現時点での速報値であり確定したものではない



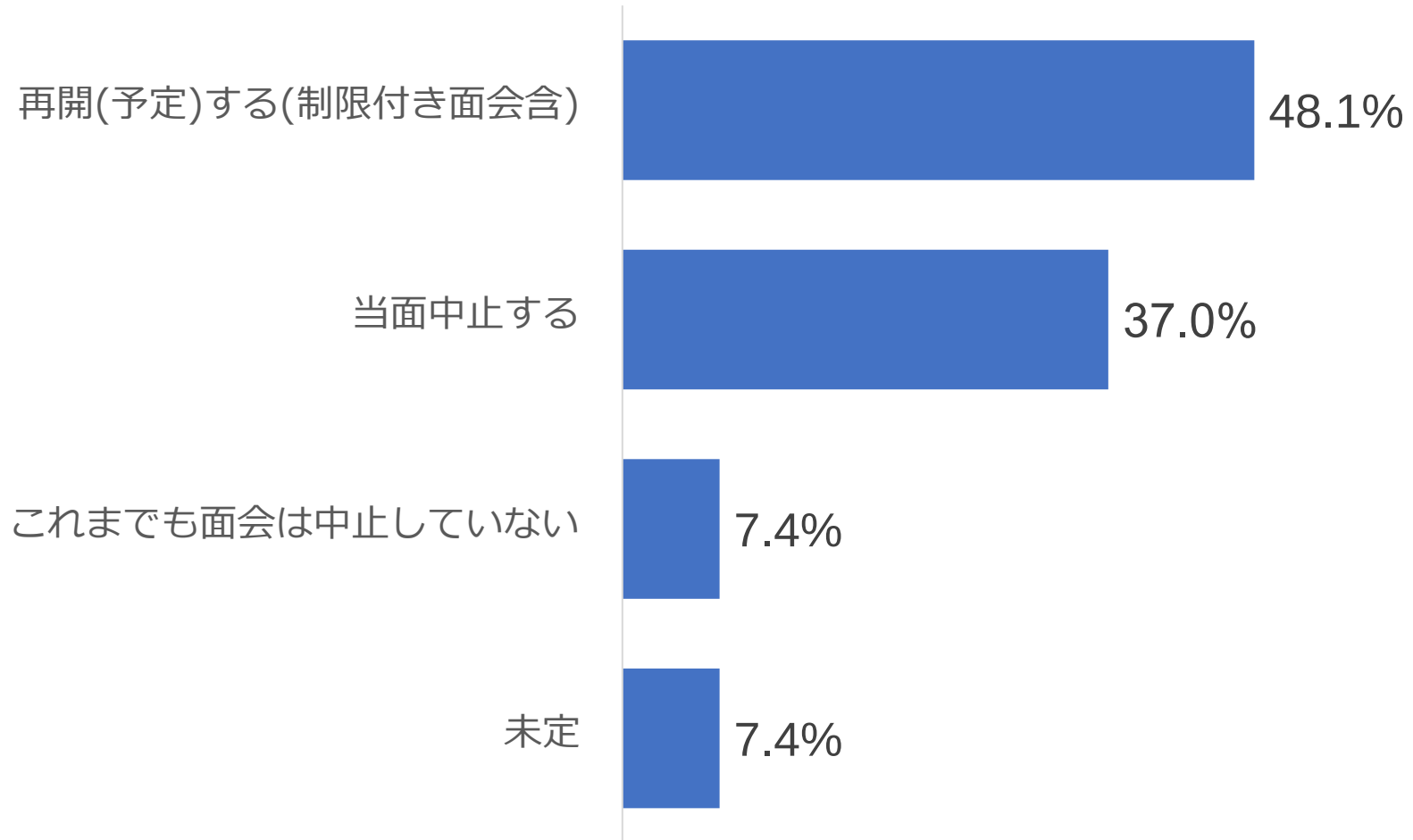
老健施設における新型コロナウイルスの感染状況 (第3波から第5波)



注：全国老人保健施設協会が入手した情報から作成したもので全体を把握するものではない
(2021.9月末まで集計)

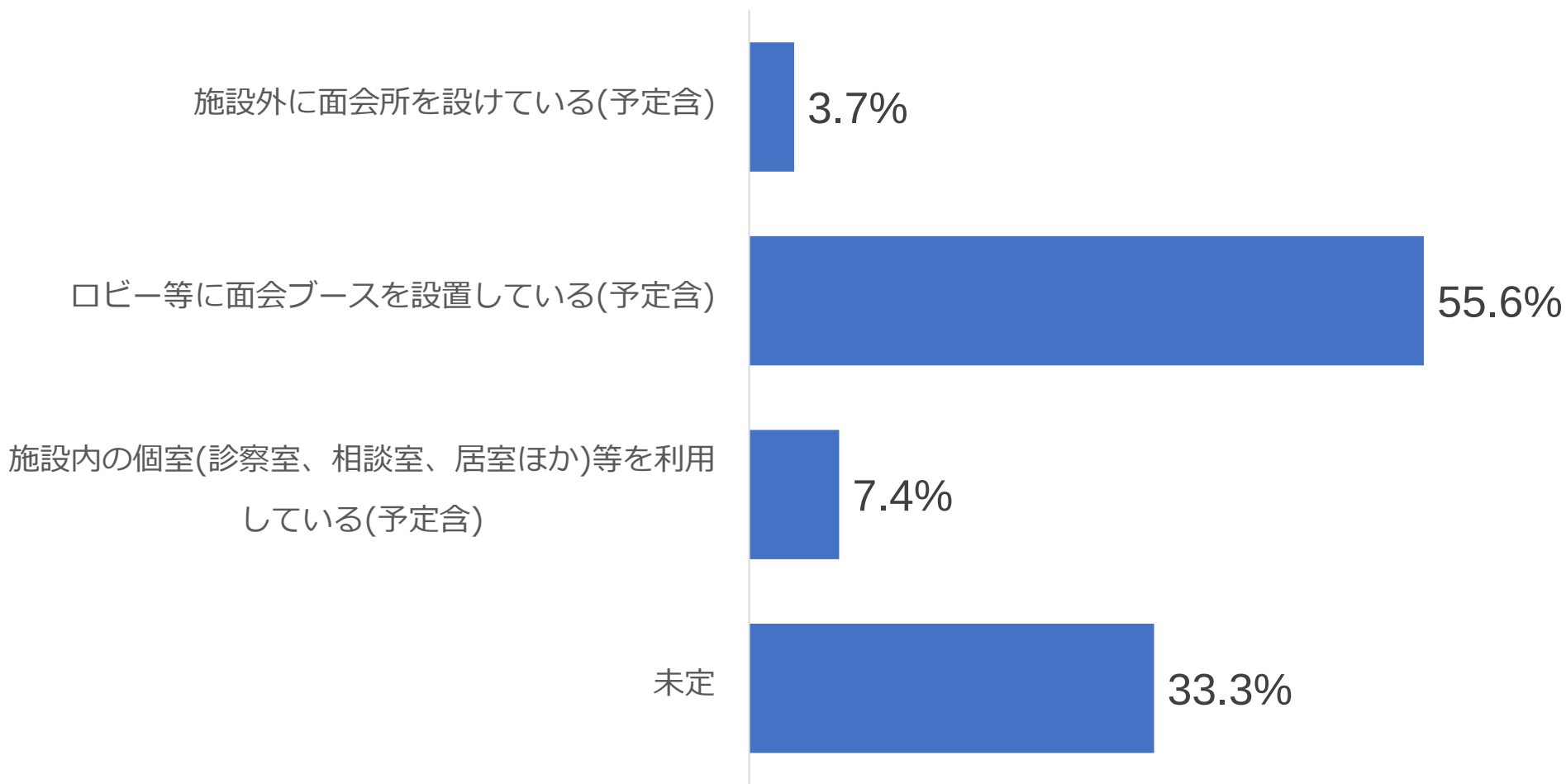
東京都老人保健施設協会緊急事態宣言解除後緊急調査 「家族等の面会再開に関して」

(2021.10.7.n=27)



東京都老人保健施設協会緊急事態宣言解除後緊急調査 「家族等との面会場所に関して」

(2021.10.7.n=27)



東京都老人保健施設協会緊急事態宣言解除後緊急調査 「家族等が面会する際の規則に関して」

(2021.10.7.n=27)

面会者はワクチン接種2回実施済みで当日の検温と
体調確認が必要(付随条件有も含)

18.5%

面会者はワクチン接種3回実施済みで当日の検温と
体調確認が必要(付随条件有も含)

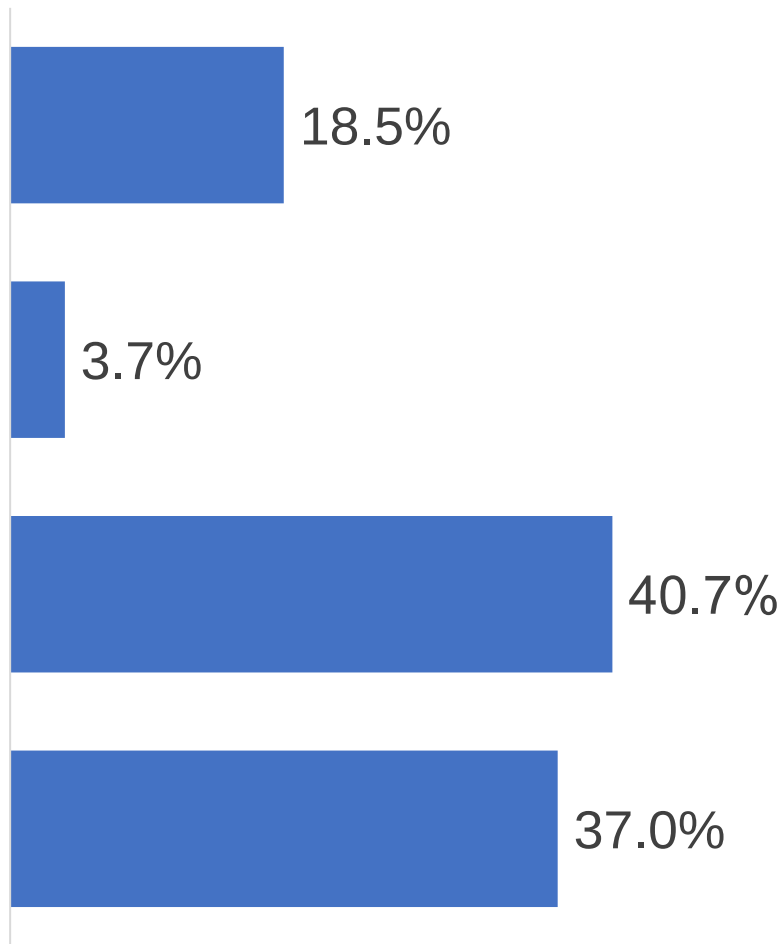
3.7%

検温と体調確認のみ

40.7%

未定

37.0%



新型コロナウイルス感染による面会制限の一部変更のお知らせ

現在当施設では、新型コロナウイルス感染症対策として面会制限をしておりますが、国の緊急事態宣言の解除に伴い制限の一部を緩和いたします。しかし、市中感染は未だに継続してるため、今後も感染対策が必要です。面会に際しては引き続き下記の事項の遵守をお願い致します。

1. 面会は予約制です。希望する日時を事前にご連絡ください。
2. 面会者は原則ワクチン接種2回終了した方に限ります。接種済が証明できるものをご持参ください。
3. ワクチン未接種の方は従来通りi-padを利用した面会となります。
4. 面会当日は検温（37℃以上の方は面会できません）、マスク・手袋を着用の上、手指消毒の徹底をお願いします。
5. 面会者は原則12歳以上のご家族（近親者及び同居者等）に限定します。
6. 面会は1家族1～2名まで、10分間程度でお願いします。週1回までといたします。
7. 面会は原則、1階ロビー等の指定場所といたします。
8. 例外的に居室・食堂等に入る際に、私物はビニールに袋に入れて頂きます。
9. 施設内での飲食はご遠慮願います。

（参考例 介護老人保健施設ハートランドぐらんぱぐらんま）